

平成 19 年 5 月

JBDF 東部総局プロフェッショナル登録選手 殿

東 部 総 局 局 長 西 坂 範 之
東 部 総 局 競 技 部 長 千 田 耕 平

JBDF東部総局プロフェッショナルA級登録選手の皆様へ

東部総局 施行細則の「第 6 章昇降級規定 - 第 7 条昇降級補足事項への追記がありましたので、ご確認いただきます様、お願い申し上げます。

(抜粋、一部要約)
第 7 条

- 1) すべての選手権及び B 級ダンス競技会に於いて、出場選手が 96 組を超えてラウンド数が 6 ラウンドとなった場合は、1 予選・2 予選・3 予選 (最終予選) 準々決勝・準決勝・決勝とする。
- 2) JBDF 三大大会 (全日本選抜ダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、JBDF プロフェッショナルダンス選手権) の準々決勝は、東部総局選手権の準決勝と同等の扱いとする。
- 3) 全日本選抜ダンス選手権は、5 種目総合の成績順位を昇降級の対象とする。
- 4) ジャパントロフィーは、昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 5) 全国プロフェッショナルダンス選手権は、降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 6) NATD 主催のムーアカップダンス選手権、東京都知事杯ダンス選手権は A 級競技会の降級規定 (* 1)、NATD 杯ダンス競技会は C 級競技会の降級規定の適用を受ける競技会とする。
* 1 降級規定 : 4 種目単科競技会の為、4 種目中最上位成績 1 つが降級規定の適用を受ける
- 7) 公認競技会の競技中に起こった不測の事故での公傷のとき、申請 (* 2) により「適当である」と認められた場合、年度末において登録級における維持条件を満たしていなくても、降級規定の適用を受けないものとする。
* 2 申請 診断書の添付も必要
- 8) プロフェッショナル A 級選手は、1 競技年度内で東部総局主催の選手権 (東部日本ダンス選手権、東京ダンスグランプリ 全関東ダンス選手権) のいずれかに 1 度も出場していない場合は、JBDF 三大大会 (全日本選抜ダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、JBDF プロフェッショナルダンス選手権) では降級規定の適用を受けられないものとする。

以 上